

○世田谷区地域経済の持続可能な発展条例

平成11年 6 月25日 条例第31号

改正

平成14年 3 月13日 条例第15号

平成15年 6 月24日 条例第46号

平成15年12月 9 日 条例第80号

令和 4 年 3 月 7 日 条例第 9 号

世田谷区地域経済の持続可能な発展条例

私たちのまち世田谷は、多くの人々を惹きつけ、受け入れ、一人ひとりの主体的な参加や行動を尊重する土壌の下、多様な文化や生活、まちなみを育んできた。

産業は、こうした区民生活と地域社会の基盤としての役割を果たし、物やサービスのみならず、人材、資本、文化、技術、情報等の循環を通じて地域経済を先導してきた。また、人の学び、活躍及び実践の場としての役割も担うことで、地域社会の発展に貢献してきた。

しかしながら、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機とした社会経済環境の激変、デジタル化の急速な発展、新たな働き方の芽生え、SDGsの理念の広がりをはじめとした地球環境や社会に対する意識の高まり等、地域経済は、これまで以上に多様な要素や価値観、多岐にわたる主体によって構成されるようになり、新たな局面へと入りつつある。

地域や近隣コミュニティの価値が改めて見直され、それらの重要性が一段と高まる中、多くの人々が暮らし、活動する世田谷は、更なる地域経済の発展に大きな可能性を秘めている。私たちは、取り巻く環境の変化を的確に捉え、新たな価値の創造に向けて変わり続けなければならない。

世田谷の産業に関わる全ての主体が、多様なニーズに応じた働きやすく創造性が活かされる環境や対話ができる場をつくりながら、各々の役割を果たし連携していくことで、地域の経済発展と地域や社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進していく。

(目的)

第1条 この条例は、地域経済の持続可能な発展に関する基本的な事項を定め、区、事業者、区民及び関係機関の責務及び役割を明らかにすることにより、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決を両立する地域経済の持続可能な発展を推進し、豊かな区民生活の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 区内において事業活動を行う法人及び個人をいう。
- (2) 区民 区内に在住、在勤又は在学する者並びに地域及びその人々と継続的に多様な面から関わる者をいう。
- (3) 関係機関 区内において地域経済の発展を推進することを目的として組織する団体並びに調査研究及び教育を行う機関をいう。

(基本的方針)

第3条 地域経済の持続可能な発展に関する基本的方針は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 区民生活を支える多様な地域産業の持続性の確保に向けた基盤強化を図ること。
- (2) 誰もが自己の個性及び能力を発揮することができる働きやすい環境を整備し、起業の促進及び多様な働き方の実現を図ること。
- (3) 地域及び社会の課題の解決に向けてソーシャルビジネス（地域及び社会が抱える課題の解決及び収益の確保の両立を目指して取り組む事業をいう。以下同じ。）の推進を図ること。
- (4) 地域経済の持続可能性を考慮した事業活動及びエシカル消費（人、社会及び環境に配慮した消費行動をいう。以下同じ。）の推進を図ること。

2 前項各号に掲げる基本的方針は、区、事業者、区民及び関係機関が一体となり、産業間の横断的かつ相乗的な連携のもとで推進するものとする。

(分野別方針)

第4条 前条第1項各号に掲げる基本的方針に基づき、地域経済の持続可能な発展に向けた取組を行うに当たっては、次に掲げる方針を踏まえて、これを行うものとする。

- (1) 商業については、次のア及びイに規定する事項を踏まえ、区民の社会生活を支える観点からその振興を図ること。
 - ア 商店街が区民の安全かつ安心な消費生活を支える場となり、かつ、地域コミュニティの担い手としてにぎわいと交流の場となるよう、総合的なまちづくりの観点からその振興を図ること。
 - イ 大規模小売店舗が地域社会と共生し、地域の生活環境を維持するため、その設置者による適正な配慮の確保を図ること。
- (2) 工業については、区民のものづくりの心のかん養及び区民との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、工業系の土地利用については、工業振興の観点からその維持に努めること。

(3) 農業については、農産物の供給源としてだけでなく、都市の緑やゆとりと潤いのある空間の創出等、農地の果たす多面的な役割を重視し、区民と自然との共生関係の構築の観点からその振興を図るとともに、その営み及び農地の維持に努めること。

(4) 建設業については、都市基盤及び生活基盤を支え、区民の安全かつ安心な生活を守る観点からその振興を図ること。

(5) 前各号に掲げるもののほか、福祉、教育等の多様な産業の振興を図ること。

(区の責務)

第5条 区は、事業者の特性に配慮し、地域経済の持続可能な発展に関する施策を総合的に実施していくための指針を策定するものとする。

2 区は、中小企業、小規模事業者及び特定非営利活動法人への支援その他必要な施策を講ずるものとする。

3 区は、事業者、区民、関係機関、国、東京都等と協力し、第1項の指針の実現に向けて、事業者、区民及び関係機関の取組を促すための環境の整備を行うものとする。

(事業者の責務)

第6条 事業者は、地域との調和並びに消費生活の安定及び安全確保に十分配慮し、地域及び社会の課題の解決並びに地域経済の持続可能性を考慮した事業展開を図るよう努めるものとする。

2 事業者は、自らの創意工夫により、経営基盤の強化、誰もが働きやすい職場環境の整備、人材の育成、従業員の福利厚生の向上等に努めるものとする。

3 商店街において事業を営む者は、安全かつ安心な消費生活を支え、にぎわい及び交流を促進する地域のまちづくりを推進するため、その中心的な役割を果たす商店会への加入に努めるとともに、商店会が事業を実施するときは、応分の負担をする等、相互に協力するよう努めるものとする。

(区民等の役割)

第7条 区民及び関係機関は、地域経済の持続可能な発展に向けて、地域の経済発展並びに地域及び社会の課題の解決の両立が必要であることを理解し、その実現に協力するよう努めるものとする。

2 区民及び関係機関は、地域及び社会の課題の解決に向けたソーシャルビジネスの取組を理解し、協力するよう努めるものとする。

3 区民は、自らの消費行動が地域経済の持続可能な発展に寄与することを理解し、エシカル消費の推進に努めるものとする。

(施策等の評価)

第8条 区は、地域経済の持続可能な発展に関する施策を効果的かつ効率的に推進するために、地域経済の持続可能な発展に関する指針及び施策の評価及び見直しを実施するものとする。

(世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議)

第9条 地域経済の持続可能な発展に関する施策を推進するため、区長の附属機関として世田谷区地域経済の持続可能な発展を目指す会議（以下「会議」という。）を置く。

2 会議は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する。

(1) 地域経済の持続可能な発展に係る指針に関すること。

(2) 前号に掲げるもののほか、地域経済の持続可能な発展に関すること。

3 会議は、区民、事業者、学識経験者その他区長が必要と認める者のうちから、区長が委嘱する委員17人以内をもって組織する。

4 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

5 前各項に規定するもののほか、会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

(委任)

第10条 この条例の施行に関し必要な事項は、区長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成11年7月1日から施行する。

(世田谷区中小商工業振興対策委員会条例等の廃止)

2 次に掲げる条例は、廃止する。

(1) 世田谷区中小商工業振興対策委員会条例（昭和31年10月世田谷区条例第30号）

(2) 世田谷区農業振興対策委員会条例（昭和31年10月世田谷区条例第32号）

(3) 世田谷区中小企業振興事業基金の設置および管理に関する条例（昭和43年3月世田谷区条例第14号）

(4) 世田谷区中小企業振興事業資金融資あつ旋条例（昭和48年7月世田谷区条例第25号）

(5) 世田谷区中小企業勤労者生活資金融資基金の設置及び管理に関する条例（昭和54年9月世田谷区条例第48号）

(経過措置)

3 この条例の施行の際、前項の規定による廃止前の世田谷区中小商工業振興対策委員会条例の規

定により委嘱され、又は任命されている世田谷区中小商工業振興対策委員会の委員（区に勤務する職員を除く。）は、この条例により委嘱された商工業対策委員会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第7条第4項の規定にかかわらず、平成13年5月31日までとする。

4 この条例の施行の際、附則第2項の規定による廃止前の世田谷区農業振興対策委員会条例の規定により任命され、又は委嘱されている世田谷区農業振興対策委員会の委員（区に勤務する職員を除く。）は、この条例により委嘱された農業対策委員会の委員とみなす。この場合において、当該委員の任期は、第8条第4項の規定にかかわらず、平成13年5月31日までとする。

5 附則第2項の規定による廃止前の世田谷区中小企業振興事業基金の設置および管理に関する条例の規定による世田谷区中小企業振興事業基金及び世田谷区中小企業勤労者生活資金融資基金の設置及び管理に関する条例の規定による世田谷区中小企業勤労者生活資金融資基金は、それぞれこの条例による事業基金及び生活基金とする。

6 この条例の施行の際、附則第2項の規定による廃止前の世田谷区中小企業振興事業資金融資あっ旋条例（以下「廃止条例」という。）の規定により融資のあっせんを受けた者に貸し付けられていた資金については、廃止条例の規定は、なおその効力を有する。

附 則（平成14年3月13日条例第15号）

この条例は、平成14年4月1日から施行する。

附 則（平成15年6月24日条例第46号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年12月9日条例第80号）

この条例は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月7日条例第9号）

この条例は、令和4年4月1日から施行する。